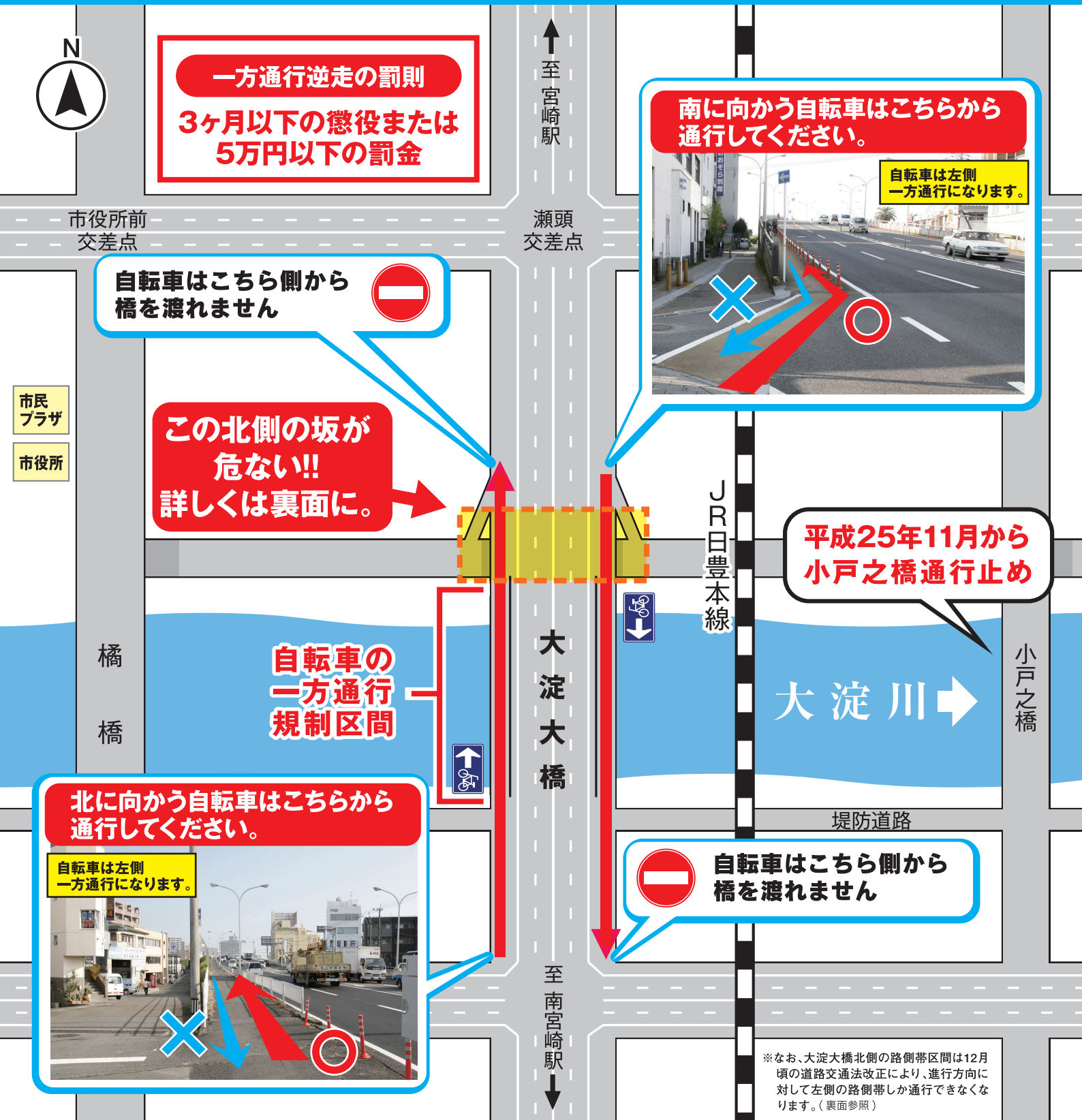


平成25年11月1日(金)より 大淀大橋の通行方法が変わります。

大淀大橋の歩道を通行する**自転車**は**左側一方通行**になります。



※歩行者は従来どおり相互通行が可能です。



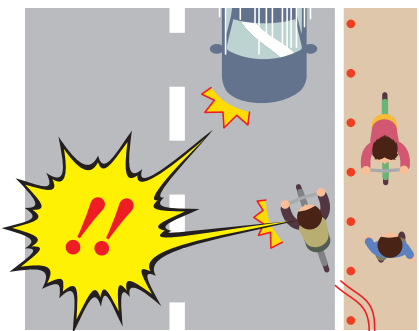
どうして自転車を一方通行にするの？

大淀大橋北側の坂が危険！

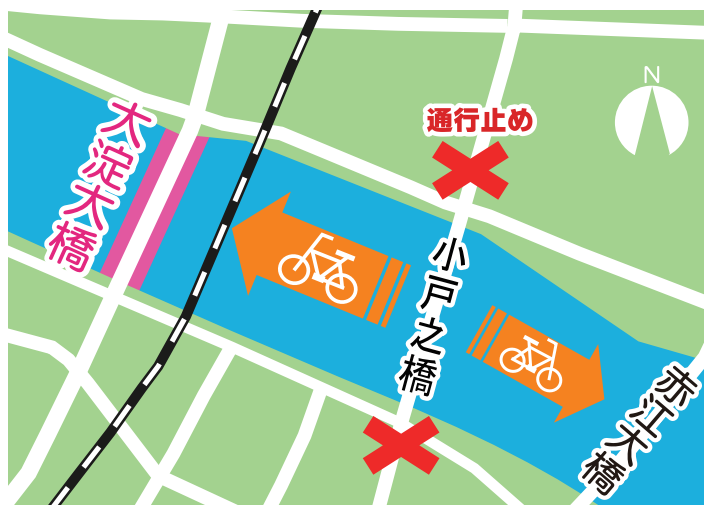
大淀大橋北側は急な坂で自転車のスピードが出やすく、また、通行空間がとても狭いため、歩行者や自転車同士のすれ違いがギリギリで、とても危険でした。



時には、自転車や歩行者を避けようとして、一時的に車道にはみ出す自転車も見受けられ、クルマとの衝突が懸念されていました。



小戸之橋通行止めによる自転車の増加



さらに、平成25年11月1日から大淀大橋の下流側に架かる「小戸之橋」が架け替え工事のため、通行止めになり、これまで小戸之橋を通行していた多くの自転車が、大淀大橋を通行することが予想されます。

このような理由から、大淀大橋を通行する自転車を左側一方通行とするものです。今後は、自転車がすべて左側通行（クルマと同じ方向）となり、安心して安全に通行できます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

自転車は車両です！～自転車も交通ルールを守って安全に走行しましょう～

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



② 車道は左側を通行

自転車は、車道の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

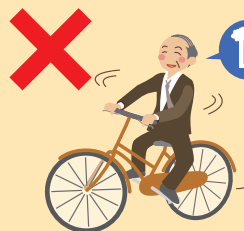


④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止

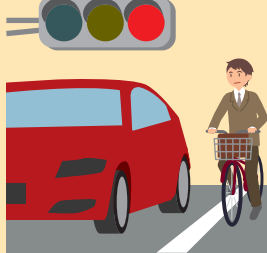
■ 二人乗りは禁止

■ 夜間はライトを点灯



■ 信号を守る

■ 交差点での一時停止と安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗用車ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



道路交通法が改正されます！

路側帯を通行する自転車は、法律改正により道路の左側の路側帯しか通行することができなくなります。（法律施行は12月頃予定）
● 右側にある路側帯を通行すると… 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金です。

※路側帯とは
歩道のない道路で、主に歩行者が通行するために道路の端に設けられる、白線で区切られた部分のことです。

